**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第２８７号）**

**〔　補完教材の作成過程が分かる文書不存在非公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日　平成２９年１０月２７日）**

**第一　審査会の結論**

　　　実施機関（大阪府教育委員会）は、本件審査請求の対象となった行政文書について、改めて特定のうえ、公開、非公開等の決定を行うべきである。

**第二　審査請求の経過**

　１　審査請求人は、平成２８年１１月１１日、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、大阪府情報公開条例（平成１１年大阪府条例第３９号。以下「条例」という。）第６条の規定により、「平成２８年９月１６日開催の大阪府教育委員会会議における府立高校の教科用図書採択について条件付とした補完教材の作成過程（いつ、誰が、どのように）が分かる文書一式」について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　２　実施機関は、平成２８年１１月２４日、本件請求に対する行政文書として、次のとおり特定し、条例第１３条第１項の規定により、その全部を公開する旨の公開決定を行い、審査請求人に通知した。

　　　ア　教科用図書の補完教材に関する指示事項（通知）（案）

　　　イ　確認報告書（案）

　　　ウ　補完教材（案）

　　　エ　平成２６年度使用教科用図書の採択について（報道提供資料）

　　　オ　教科用図書の補完教材に関する指示事項（通知）

　　　カ　確認報告書

　　　キ　補完教材

　３　実施機関は、同日、本件請求のうち、「補完教材の作成過程（いつ、誰が、どのように）に関する資料」について、「作成されていないため存在しない」との理由を付して、条例第１３条第２項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

　４　審査請求人は、平成２８年１２月６日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、実施機関に審査請求を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　本件非公開決定を取り消し、「全部公開」とすることを求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　　　審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

　　　審査請求人は、府立学校の教科用図書採択について条件付きとした補完教材の作成過程（いつ、誰が、どのように）が分かる文書一式の公開請求を行った。

　　　実施機関は、本文書については作成されていないため存在しないと主張し、非公開決定とした。

　　　しかるに、平成２８年９月１６日開催の教育委員会会議においては、補完教材使用の条件付きで採択する審議案が実施機関から提起され、質疑応答がなされた。

　　　教育委員会会議で補完教材が審議事項となっている以上、実施機関は当該教材作成過程の説明責任が必要であり、関連文書や資料は当然存在していてしかるべきである。

　　　実施機関が補完教材を作成した以上、作成過程や記述内容に関する文書や資料が何一つ存在していないことは、不可思議と言わねばならない。あくまでも不存在を主張することは、責務である説明責任を果たせず、違法と言わざるをえない。

　　　また、教育委員会会議で審議される、されないに拘らず、補完とはいえ使用条件付きとして公費でもって作成した教材の作成過程を説明する一切の文書や資料が存在しないという主張は、一般常識ではありえない主張である。

　　　よって、請求人が求める文書や資料は存在していてしかるべきであるので、原処分を取り消し「全部公開」を求める。

**第五　実施機関の主張要旨**

　　　実施機関の主張は概ね次のとおりである。

１　本件請求文書を作成していないことについて

　　本件請求文書は、平成２８年度に条件付き採択となった高校へ配付する補完教材の作成に関して、平成２５年９月２０日及び平成２５年９月２７日に実施された教育委員の意見交換会における議論の概要を示す文書であると認識している。

　　教育委員の意見交換会は、府の教育方針を決定するにあたり公開により行われる教育委員会会議とは異なるものであり、条例第３３条に規定されている審議会等の会議にあたるものではない。

　　したがって、これまでから、教育委員の意見交換会は非公開で行っており、また、原則として、議論の概要をまとめた文書の作成は行っておらず、行政文書としての記録は残っていない。

２　非公開の理由

　　以上のとおり、本件請求に対応する文書は作成していないため、行政文書として不存在であり、公開することはできない。

３　結論

　　以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

**第六　審査会の判断理由**

１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

　このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

　このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

　　　実施機関は、補完教材の作成過程に関する文書について、作成していないため保管していないと主張しているので、以下検討する。

　（１）審査請求人は、本件請求において、「平成２８年９月１６日開催の大阪府教育委員会会議において、条件付きで採択した教科用図書の補完教材の作成過程が分かる文書」を求めていることから、当審査会において、平成２８年９月１６日の教育委員会会議の議事録を確認したところ、補完教材について、その内容や表現を昨年度より少し変えた旨の発言が確認できた。

　　　　補完教材の修正について、実施機関に確認したところ、平成２８年６月１７日の教育委員会会議において、平成２９年度に使用する教科用図書について、審議が行われたが、その際に補完教材の内容について、委員から意見が出され、委員の意見を踏まえた補完教材の修正は事務局に一任することとなったとのことである。また、この補完教材の修正については、実施機関において、決裁を得て修正したとのことであった。

　　　　審査請求人は、補完教材の作成過程が分かる文書を求めていることから、この修正された補完教材の決裁文書と修正後の補完教材については、本件請求の対象文書に該当すると考えられる。

　（２）平成２８年２月４日大公審答申第２５１号に係る当審査会の審議の際に、実施機関から当審査会に提出された資料に、平成２８年に修正される前の平成２５年９月に作成された当初の補完教材の作成経過をまとめた「補完教材作成経過」という文書がある。この文書は、当初の補完教材に関し、平成２５年９月の教育委員の意見交換会に作成した補完教材の報告を行うまでの経過をまとめたものであり、実施機関に確認したところ、実施機関内で決裁を得て、当審査会に提出されたものであるとのことであった。

　　　　審査請求人が公開を求める文書に関し、実施機関は、弁明書において「本件請求文書は、平成２８年度に条件付き採択となった高校へ配付する補完教材の作成に関して、平成２５年９月２０日及び平成２５年９月２７日に実施された教育委員の意見交換会における議論の概要を示す文書と認識」しているように、補完教材の表現等の一部の修正に係る過程だけではなく、当初の補完教材の作成過程に係る文書についても、審査請求人が求める文書に該当すると考えられる。

　　　　以上のことからすれば、当初の補完教材の作成経過をまとめた「補完教材作成経過」の文書についても本件請求の対象文書に該当すると考えられる。

　（３）実施機関は、本件決定において、補完教材の作成過程（いつ、誰が、どのように）に関する資料については、平成２５年９月２０日及び平成２５年９月２７日に実施された教育委員の意見交換会における議論の概要を示す文書であると認識した上で、作成されていないため存在しないことから不存在による非公開決定を行ったと主張するが、上記（１）及び（２）で述べたように、この主張は当たらない。

　　　　以上のことから、本件不存在非公開決定は妥当ではなく、本件請求に係る行政文書として、平成２８年に修正された補完教材の決裁文書及び修正された補完教材並びに当審査会に提出された補完教材の作成経過をまとめた文書について、本件請求の対象文書として特定し、公開、非公開等の決定を行うべきである。

３　付言

　　当審査会は、平成２８年２月４日大公審答申第２５１号において、教育委員の意見交換会に関して「実質的な議論が行われるケースもあることから、府民への説明責任を果たせるよう教育委員の意見交換会における議事録の作成について検討されたい。」と付言したところであるが、実施機関の説明によると、それ以後も意見交換会の議事録の作成については、担当課の判断により行われているとのことであるので、再度、教育委員の意見交換会の議事録作成について検討されるよう付言する。

４　結論

　　以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

尾形　健、有澤　知子、高橋　明男、中井　洋恵